

東京都総合設計許可要綱及び東京都マンション建替法容積率許可要綱 令和6年3月末改正の施行時期と経過措置

令和5年度

令和6年度

令和7年度

3月末 4/1

12/1 4/1

			令和5年度	令和6年度	令和7年度
緑の 更なる充実	・ 既存の緑の活用 総合設計 マン建		●	→	→
	・ 非住宅の省エネ性能基準（断熱・設備性能） 総合設計 マン建		●	●●●●●●	→
脱炭素化 の推進	・ 住宅の省エネ性能基準（断熱・設備性能） ・ 再エネ設備の設置 ・ 電気の再エネ化率 ・ エネルギーマネジメント ・ ZEV用充電設備の設置 総合設計 マン建		●	●●●●●●	→
	・ 質の高い住宅の導入の強化 ・ 質の高い住宅の種類拡充 総合設計		●	→	→
オープン スペース の有効活用	・ 電動キックボード ・ 全天候の公開空地の誘導 総合設計		●	→	→

要綱改正

施行

施行

経過措置

※1

施行

経過措置

※2

施行

施行

※1 令和6年11月30日までに都が計画と認め、令和7年7月31日までに許可を受けたものについては改正前の規定を適用できます。
 ※2 令和7年3月31日までに都が計画と認め、令和7年11月30日までに許可を受けたものについては改正前の規定を適用できます。
 詳細は新要綱の附則をご確認ください。